

1 市民は野田市政の主権者である *yes*

主権者が市民であることは当然。今回、現市長、議員、政党などが特定候補を支援する動きがあるようだが、次のリーダーを決めるのは市民であって、特定の為政者ではありません。権力は主権者からお借りしているものである事を忘れてはなりません。

2 市長及び議会は市民の信託により存在する *yes*

これも上記同様で、市民の信託によって存在していることから、特定の議員のヤジが勝手に削除される議会、あるいは議員によって対応、待遇が違う議会は改めるべき。例えば野田市議会においては、いわゆる市長与党、野党と分けて議案説明などを行った過去があったが、市長サイドはいわゆる野党サイドの議員も市民の信託を受けている事を尊重すべき。他市では、会派ごと、あるいは全体で行っていることが通例で、私はどの議員も市民の負託を得ていることから、尊重されるべきだと考えています。

3 自治基本条例を制定する *yes*

市民の役割、議会の役割、市長の役割、市民参画のありかたを明確にする事は歓迎されるべきだと考えます。

4 市民参加条例を制定する *yes*

私はこれまで議員として活動する中で、市民と首長、議会の意見が一致しない事が有りうると感じました。本来の主権者は市民であることから、在民主権を維持するためにも、市民参加条例は前向きにとらえています。

5 市民参加を推進するため、審議会などの公募委員は原則3分の1以上とする *と15%としたいから、3R42はいいよ yes*  
プライバシーやデリケートな審議をする事もあるので一概には言えませんが、公募委員を増やす方向性には賛成です。

6 立候補者は検証可能な政策と具体的な目標を明確にした公約を公表する *yes.*

そもそも私は行政評価シートの導入を公約として掲げています。検証が必要であるという考え方は前向きにとらえておりますし、どのくらいを具体的に想定されているのかは文面からは把握できかねますが、目標値を定める事は賛成で、私は地方創生に関する議会でのやりとりにおいても、目標値を定めるべき事項があると申し上げてますし、方向性を明確にする事は前向きにとらえています。

7 条例の制定及び改廃に関しては全てパブリックコメントの対象とする ~~否~~ *yes.*

パブコメを積極的に活用する事は賛成ですが、一部デリケートな問題はパブコメを使うか

慎重に議論する余地はあると考えます。 Yes

8 市が保有する情報は市民全体の財産である  
個人情報や新清掃工場候補地選定審議会など、一部すぐには開示出来ないものもあるかとおもいますが、概ね賛成はできます。

9 本人の同意を得ずに、高齢者名簿を警察に提供しない。 No  
今回議会でも陳情が挙げられている事案については、相応の理由がない限り、提供は適切でないと考えます。しかし、例えば災害時等、行方不明者などの捜索や安否確認のために、本人確認なくして情報提供が必要な事も場合によってはありうると考えます。

10 高齢者名簿を警察署に提供する場合、市民に事前に告知する  
それが望ましいと考えます Yes

11 高齢者名簿を警察署へ提供する場合、市民は提供を拒否できる  
なぜ警察がふりこめ詐欺被害を防止する観点から情報を必要としているか疑問ですが、相  
当な理由がない場合は拒否しても良いと考えます。 Yes

元野田市議会議員

遠藤達也

つかひ  
あそび  
し  
た  
い